

議案第 4 1 号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正について

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年 3 月天理市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(天理市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(天理市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。